

指定(介護予防)短期入所生活介護事業

サニーヒル横須賀 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針等

(目的)

第1条 社会福祉法人隆徳会が運営するサニーヒル横須賀が行う指定(介護予防)短期入所生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、事業所で指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、利用者に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称は、「サニーヒル横須賀」という。所在地:横須賀市長井6丁目21番7号

(利用定員)

第4条 利用定員は、短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業をあわせて、17名とする。

全個室(従来型個室)(1人部屋)

(特別養護老人ホームサニーヒル横須賀に空床がある場合には、その定員の範囲内で(介護予防)短期入所生活介護事業を提供します。

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)(2024年4月1日)

第5条 従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。従業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たる。

管理者 1名(常勤兼務)

(介護予防)短期入所生活介護計画の作成、事業所の運営管理及び業務の統括を行う。

事務員 3名(常勤兼務)

保険請求及び庶務等一般事務を行う。

生活相談員 3名(常勤兼務)

利用者・家族への相談援助、事業所外や地域との連絡調整等を行う。

介護職員 34名(常勤兼務) 22名(非常勤兼務)

利用者の介護業務を行う。

看護職員 1名(常勤専従)、2名(常勤兼務)、5名(非常勤兼務)

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務を行う。

機能訓練指導員 4名(非常勤兼務)

機能訓練の計画立案、心身の状態にあった機能維持の指導・相談を行う。

嘱託医師 2名(非常勤兼務)

医学的評価、日常診療、利用者・職員の健康管理、協力病院との連携を行う。
管理栄養士 1名(常勤兼務)
献立の作成及び栄養管理・指導を行う。

2 従業者の員数は、国による配置基準定数を下廻らないものとする。

第3章 サービスの開始及び終了

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第6条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を文書により得るものとする。

2 指定(介護予防)短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

3 事業者は、通常の送迎の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第7条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護(要支援)認定等の有無及び要介護(要支援)認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第8条 事業者は、要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 事業者は、要介護(要支援)認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め

るものとする。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額(サービスの取扱)

(指定(介護予防)短期入所生活介護の基本取扱方針)

第11条 指定(介護予防)短期入所生活介護は、利用者の介護に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者は、自らその提供する指定(介護予防)短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。

3 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。

4 事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 介護事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

6 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、身体的虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

7 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、利用者及び家族の同意その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。また身体的拘束等を行った場合には解除に向け取り組むものとする。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第12条 指定(介護予防)短期入所生活介護の方針は、第2条に規定する運営の方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるものとする。

1 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

2 概ね4日以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定(介護予防)短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した(介護予防)短期入所生活介護計画を作成するものとする。

3 (介護予防)短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。

4 (介護予防)短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。

5 (介護予防)短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

6 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、(介護予防)短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

7 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(介護)

第13条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供(入浴ができない場合は清拭)
- (2) 排泄の自立についての必要な支援
- (3) おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第14条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第15条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第16条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(機能訓練)

第17条 事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第18条 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関と利用者の家族への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用料等の受領)

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定(介護予防)短期入所生活介護に係る介護サービス費・介護予防サービス費用基準額から当該指定(介護予防)短期入所生活介護事業者に支払われる介護サービス費・介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 利用料は厚生労働大臣が定める告示上の額とし、別紙料金表のとおりとする。

3 このほか、次の費用の支払を受ける。料金は別紙料金表のとおりとする。

(1) 食費

(2) 滞在費

(3) 特別な食事の提供に係る費用

(4) 通常の送迎の実施地域を越えて行なう送迎の費用

(5) 理美容代

(6) その他指定(介護予防)短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

4 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、別紙「サービス利用料金表」による。

5 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を文書により得るものとする。

6 事業者は、法定代理サービスに該当しない指定(介護予防)短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定(介護予防)短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第20条 前条第3項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、横須賀市、三浦市、逗子市、葉山町とする。

第5章 サービスの利用にあたっての留意事項

(外出)

第21条 利用者は、外出しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第22条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(健康保持)

第23条 利用者は、努めて健康に留意しなければならない。

(身上変更の届出)

第24条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第25条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 1 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 2 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 3 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 4 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第26条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状回復していただくこともある。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第28条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第29条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 1 正当な理由なしに指定(介護予防)短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(従業員の研修)

第30条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。研修については、採用後3ヶ月以内に行い資質向上のために、内部研修、外部研修を実施する。

(衛生管理等)

第31条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。施設は、施設において感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第32条 事業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(従業者及び従業者であった者の秘密保持)

第33条 従業者は、及びその退職後も、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等の対応)

第34条 事業者は、提供した指定(介護予防)短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第35条 指定(介護予防)短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(緊急時等における対応)

第36条 事業者は、緊急時に備えて日頃から従業者に対し利用者の病状急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに協力医療機関と利用者家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(1) 緊急時に適切な対応ができるよう、日頃から応急手当について学んでおく。

(2) 緊急時の連絡方法はすぐ確認できるようにしておく(壁に貼るなど)。

(3) 緊急時に必要な物(救急箱など)の置き場所を確認しておく。

(4) 判断や指示が必要な場合の事業所内の連絡方法について確認しておく。

(5) 過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法について学んでおく。

(事故発生時の対応)

第37条 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

1. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

2. 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第38条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 従業者の勤務の体制についての記録
 - (2) 居宅介護予防サービス費の請求に関して国民健康保険連合会に提出したものの写し
2. 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) (介護予防)短期入所生活介護計画書
 - (2) 第11条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
3. 第12条第7項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
4. 市町村への通知に係る記録
5. 苦情の内容等の記録
6. 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(身体拘束等)

第39条 入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

2. 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
3. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第40条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養

護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第41条 施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(生産性向上推進委員会という)を定期的に開催するものとします。

第8章 雑則

(改正)

第42条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長と施設管理者が協議して別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成13年11月1日から施行する。
3. この規程の改正は、平成15年 7月1日から施行する。
4. この規程の改正は、平成17年 6月1日から施行する。
5. この規程の改正は、平成17年10月1日から施行する。
6. この規程の改正は、平成20年 4月1日から施行する。
7. この規程の改正は、平成22年 9月16日から施行する。
8. この規程の改正は、平成23年11月25日から施行する。
9. この規程の改正は、平成24年 4月 1日から施行する。
10. この規程の改正は、平成24年 6月 1日から施行する。
11. この規程の改正は、平成25年 4月 1日から施行する。
12. この規程の改正は、平成25年 5月 1日から施行する。
13. この規程の改正は、平成27年 8月 1日から施行する。
(多床室居住費改定、嗜好品削除、レンタルテレビ料金変更)
14. この規程の改正は、平成31年 4月 1日から施行する。
15. この規程の改正は、2019年10月1日から施行する。(特定処遇改善金)
16. この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。(第5条 従業者の職種、員数及び職務内容)
17. この規程の改正は、2021年10月1日から施行する。(第四段階食費改定(料金表))
18. この規程の改正は、2023年4月1日から施行する。(第27条 非常災害対策、第28条 業務継続計画の策定、第39条 身体拘束等、第40条 虐待防止に関する事項、第41条 生産性向上推進委員会)